

久喜市指定給水装置工事事業者の 更新申請事務に係るご案内

指定の更新申請と各種届出について

令和2年4月1日

令和6年5月改訂版

上下水道部 水道施設課

はじめに

指定給水装置工事事業者制度は、給水装置の構造及び材質が水道法施行令第6条に規定される基準に適合することを確保するため、水道事業者がその給水区域内において、給水装置工事を適正に施工することができる者と認められる者を、水道法第16条の2第1項の規定に基づき、指定する制度です。

この制度では、水道法に定める指定基準のもとで水道事業者が給水装置工事事業者を指定するとともに、国家資格者である給水装置工事主任技術者により適正な給水装置工事の施工の確保を図ることとしています。

なお、水道法では、指定の基準に加え、指定の申請や変更の届出等の手続きに関する事項、指定給水装置工事事業者の遵守事項、指定の取消しに関する事項などを定めています。

これまでの制度では、指定給水装置工事事業者の事業に関して、名称や所在地等の変更があった場合の届出や、事業の廃止、休止、再開の届出について規定されていましたが、届出がない場合、指定給水装置工事事業者の事業実態の把握ができず、所在不明な事業者が存在するなどといった課題がありました。

こうした課題に対応するとともに、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、水道法の一部改正により、給水装置工事事業者の指定の有効期間が新たに定められ（水道法第25条の3の2）、5年ごとの更新制が導入されました。

このことから、更新申請にあたっては、自らの立場を十分に理解し、責務を遵守していただきますようお願いいたします。

上下水道部 水道施設課

目 次

1	指定の更新を申請する皆さまへ	
1. 1	指定給水装置工事事業者の更新制の導入について	P 4
1. 2	指定の有効期間について	P 4
1. 3	指定の更新申請について	P 5
2	指定の更新にあたっての注意事項	
2. 1	指定事項の変更届出について	P 9
2. 2	指定の失効について	P 9
3	申請書及び各届出の記入例	P 1 1
4	申請書及び各届出の様式	P 2 0

●申請・届出を受付ける場所とお問い合わせ先

久喜市上下水道部

(担当) 水道施設課 給水係

(住所) 久喜市鷲宮6-1-1 (鷲宮行政センター内)

TEL 0480-58-1111

営業時間 午前8:30~午後5:15 (土日、休日、年末年始を除く)

なお、FAX、郵送、Eメールでの受付はしていませんので、必ず窓口までお越しください。

(注) 本文での文言の定義は以下のとおりとします。

- 1 「法」とは、水道法をいう。
- 2 「施行規則」とは、水道法施行規則をいう。
- 3 「事業者規程」とは、久喜市指定給水装置工事事業者規程をいう。
- 4 「指定工事事業者」とは、指定給水装置工事事業者をいう。
- 5 「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。

1 指定の更新を申請する皆さまへ

1. 1 指定給水装置工事事業者の更新制の導入について

指定給水装置工事事業者は、事業所の名称や所在地等を変更した場合や事業の廃止、休止、再開した場合、法の定めにより、その旨を水道事業者に届出することが義務化されていますが、届出がない場合、指定給水装置工事事業者の事業実態等の把握ができず、所在不明な事業者が存在するといった課題がありました。

こうした課題に対応するとともに、指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として、水道法の一部が改正(令和元年10月1日施行)され、これまで定めなかった指定の有効期間が新たに定められ、5年ごとの更新制が導入されました。

この法改正に伴い、指定の有効期間内に更新を受けない場合は、その指定の効力を失うこととなりますので、ご注意ください。(法第25条の3の2)

1. 2 指定の有効期間について

(1) 改正法施行前に指定を受けた事業所の初回更新までの有効期間

改正法施行前に指定を受けた指定給水装置工事事業者の指定の有効期間は、「改正法施行日の前日から5年を超えない範囲内で、政令で定める期間」として、新たに初回更新までの有効期間が定められています。

「初回更新までの有効期間」は、指定を受けた時期により、初回更新までの有効期間が異なってきます。

また、平成26年10月1日から令和元年9月30日までの間に指定を受けた事業者の初回更新までの有効期間は、令和元年9月30日の前日から起算して5年となります。

なお、更新申請時期については、初回更新までの有効期間ごとに、各事業者に追って通知します。

【初回更新までの有効期間】

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	令和2年9月29日まで
平成11年4月1日から平成15年3月31日まで	令和3年9月29日まで
平成15年4月1日から平成19年3月31日まで	令和4年9月29日まで
平成19年4月1日から平成25年3月31日まで	令和5年9月29日まで
平成25年4月1日から平成26年9月30日まで	令和6年9月29日まで
平成26年10月1日から令和元年9月30日まで	令和6年9月29日まで
令和元年10月1日以降	指定を受けた日の前日から起算して5年

(2) 指定を更新後の有効期間

更新後の指定の有効期間は、更新手続き完了後に新たに交付される指定証に有効期間が記載されていますので、確認してください。

1. 3 指定の更新申請について（法第25条の3の2、事業者規程第6条の2）

(1) 指定の更新申請（受付期間と事務処理にかかる期間）

受付期間 ⇒ 指定を受けた日により異なりますので、指定の有効期間が近づきましたら、別途通知にてお知らせします。

受付場所 ⇒ 久喜市役所（鷲宮行政センター） 上下水道部 水道施設課 給水係

受付時間 ⇒ 午前8：30 ～ 午後5：15（土日、祝祭日、年末年始の休日を除く。）

指定証の交付 ⇒ 更新申請の承認日以降となります。

(2) 更新を申請する事項（新規指定と同様の要件 法第25条の2、事業者規程第6条の2第4項）

- ① 氏名又は名称及び住所（本店所在地）法人にあつては、その代表者の氏名。
- ② 当該給水区域内での給水装置工事の事業を行う事業所の名称及び所在地。（本店のみの場合は本店）
- ③ それぞれの事業所で選任されることとなる主任技術者の氏名及び免状の交付番号。
- ④ 給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数。（施行規則第20条及び事業者規程第5条第2号）
- ⑤ 事業の範囲（登記事項証明書に記載されている事業の範囲をすべて記入します。）

(3) 指定の基準（新規指定と同様の要件 法第25条の3、事業者規程第5条）

- ① 事業所ごとに主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。
- ② 厚生労働省令（施行規則第20条）で定める機械器具を有する者であること。

施行規則第20条、事業者規程第5条第2号で規定する機械器具

- ① 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
- ② やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
- ③ トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
- ④ 水圧テストポンプ

- ③ 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 精神の機能の障がいにより給水装置工事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - エ 法第25条の11、(事業者規程第8条)の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
 - オ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - カ 法人であって、その役員のうちアからオまでのいずれかに該当する者があるもの
- 以上の要件に適合していると認められるときは指定を受けることができます。

- (4) 指定を受けるための手続き(法第25条の2、法第25条の8、施行規則第18条～第22条、事業者規程第6条の2第4項)

※更新申請時に各申請事項において変更があったことが確認された場合は、各種変更の届出等を提出するなど、所定の変更手続き完了後に更新手続きとなりますので、ご注意ください。

【申請時に必要な提出書類及び持参するもの】

- ① 指定給水装置工事業事業者指定申請書(施行規則様式第1)
- ② 機械器具調書(施行規則別表)
※機械器具調書に記載されている機械器具の写真も提出すること。
- ③ 誓約書(施行規則様式第2)
- ④ **【法人】**定款^{※注1}及び登記事項証明書^{※注2}
 - 注1)「定款」は、直近のもので、末尾に『この写しは原本に相違ありません』と記載し、日付、会社名、代表者名を記載のうえ、提出すること。
 - 注2)「登記事項証明書」は、発行日から3か月以内のもので、原本を提出すること。
- 【個人】**住民票の写し^{※注1}
 - 注1)「住民票の写し」は、発行日から3か月以内のもので、原本を提出すること。
- ⑤ 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの
※選任している主任技術者全員分の免状又は技術者証の写しを提出すること。
- ⑥ 旧指定工事業事業者証(返納)

【久喜市が確認する項目(給水装置工事業事業者の指定制度等の適切な運用について)】

- ① 久喜市指定給水装置工事業事業者の事業運営に関する確認書
 - ・指定給水装置工事業事業者の講習会の受講実績(受講実績のある方)
 - ・指定給水装置工事業事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
 - ・給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
 - ・適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況
- ② 事業を運営する事務所又は店舗の案内図
※事務所又は店舗の外観及び内観、並びに車両等の写真も提出すること。

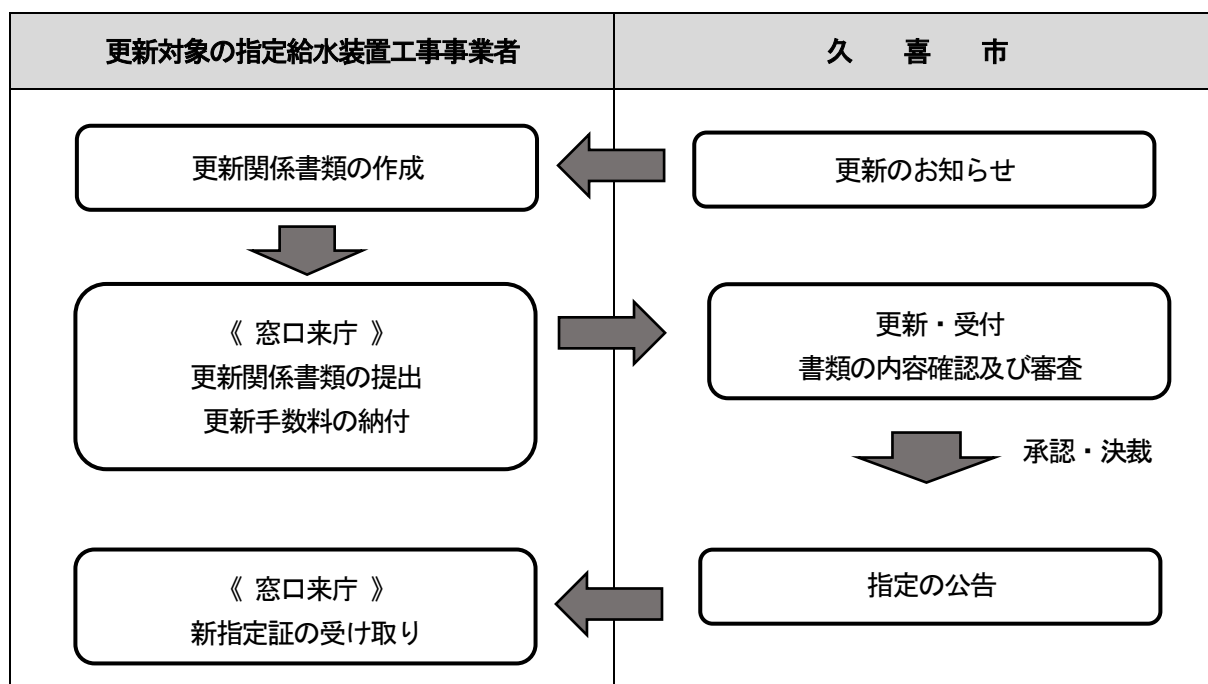
提出書類は、久喜市のホームページからダウンロードし、必要事項を記入のうえ、申請してください。

なお、久喜市が確認する項目以外の申請書類の様式及び持参するものは全国一律ですが、法で定めてあるもの以外で更新の申請をしようとする水道事業者がお願いしているものがある場合、それぞれの水道事業者の確認のうえ、提出をお願いします。

(5) 更新申請後の流れ

- 申請書の提出 ⇒ 水道法、事業者規程に基づき水道事業者へ申請します。
- 手数料の納付 ⇒ 指定給水装置工事事業者手数料を納入します。
1件につき 10,000円
- 審査 ⇒ 更新の要件を満たしているか、書類に不備はないかを審査します。
- 指定 ⇒ 指定要件を満たしていれば、指定されます。
- 公告 ⇒ 指定工事事業者として指定されたことを公告します。(法第25の3)
- 指定証の交付 ⇒ 指定の有効期限が記載された指定証を受け取ります。

【更新申請フロー図】



(6) 申請書の記入に係る諸注意

《申請書》

- ① 日付は申請書を提出する日を記入してください。
- ② 「申請者」の記入についての注意事項

【法人の場合】

- ア 「氏名又は名称」欄には、登記事項証明書に記載されている本店の名称を記入します。
- イ 「住所」の欄には、登記事項証明書に記載されている本店の住所を記入します。

ウ 「代表者氏名」の欄には、登記事項証明書に記載されている法人の代表者の氏名を記入します。

【個人の場合】

ア 「氏名又は名称」の欄には、屋号となるものを記入し、名称がない場合は個人の氏名を記入します。

イ 「住所」の欄には、住民票の住所を記入します。

ウ 「代表者氏名」の欄には、個人の氏名を記入します。

③ 「役員」の記入についての注意事項

【法人のみ】

ア 「役員」の欄には、有限会社、株式会社の場合、登記事項証明書に記載されている役員（会社法第329条）代表取締役、取締役、会計参与及び監査役、全員の役職、氏名及びフリガナを記入します。

イ 合名・合資会社では、業務執行社員の氏名及びフリガナを記入します。

④ 「事業の範囲」の記入についての注意事項

給水装置工事の事業を行うものであることを確認するために、定款もしくは登記事項証明書に記載されている「目的」をすべて記入してください。

⑤ 「事業所」の記入についての注意事項

ア 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の所在地は給水区域内にある必要はありません。

イ 「当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称」、「上記事業所の所在地」は、久喜市ホームページへの掲載事項となるので、「事業所の名称」、「郵便番号」、「住所」、「電話番号」、「ファックス番号」を必ず記入してください。

⑥ 「事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者」の記入についての注意事項

事業所ごとに選任を予定している主任技術者の氏名及びフリガナ、主任技術者免状の交付番号を記入します。

複数の事業所を有する場合は、事業所ごとに選任を予定している主任技術者について記入してください。

選任を予定している主任技術者が複数の事業所を兼務する場合、指定を受ける水道事業者と十分協議してください。

また、他の指定事業者と兼務になる場合も、同様に指定を受ける水道事業者と十分な協議を行い、指示を受けてください。

《機械器具調書》

① 「年月日現在」は、申請日を記入します。

② 給水装置工事を「切断」、「加工」、「接合」、「漏水の確認」といった4種に大別し、それぞれに使用する機械器具を記入します。

施行規則第20条に規定されている切断用「金切りのこ」、加工用「やすり」「パイプねじ切り器」、接合用「トーチランプ」「パイプレンチ」、漏水の確認用「水圧テストポンプ」は、それぞれ4種に分類し、各1台以上記入します。

また、形式、性能は記入できる範囲で記入し、必ず4種の範囲で記入します。それ以外のも

のを記入することは避けてください。

《誓約書》

- ① 誓約する日付も申請日を記入します。
- ② 「申請者」は、申請書に記入した申請者を記入します。

「誓約書」は、法人にあっては役員全員が法第25条の3に該当しないことを誓約するものであるため、代表者が全員の誓約をします。

2 指定の更新にあたっての注意事項

2. 1 指定事項の変更届出について（法第25条の7、施行規則第34条）

指定工事事業者は、「事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は給水装置工事の事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を水道事業者に届出なければならない。」と定めています。

更新時に指定事項に変更があったことが確認された場合は、変更届等を提出するなど、所定の変更手続きを完了してから更新申請の手続きを行うこととなりますのでご注意ください。

2. 2 指定の失効について（法第25条の3の2第2項、事業者規程第6条の2第1項）

指定は、「5年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。」と定めています。

指定の有効期間内に更新の申請がない場合は、指定の失効となり、再度、指定給水装置工事事業者として当該給水区域内で業務を行う場合は、新規指定の手続きを行う必要があります。

※指定が失効した状態で給水装置工事を施工した場合は、未指定により給水装置工事を施工した場合と同様の対応となりますので、ご注意ください。

～ 申請書と各種届出の記入例 ～

様式第1（第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

久喜市水道事業

久喜市長

殿

年 月 日

申請者 氏名又は名称 **さいたま水道株式会社**

住 所 **〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号**

代表者氏名 **代表取締役 水道 太郎**
(個人の場合は「水道 太郎」)

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏名	フリガナ 氏名
(法人の場合)	※登記事項証明書に記載されている代表取締役、取締役等の全員の役職と氏名を記入してください。 ※合名・合資会社では、業務執行社員の氏名となります。
代表取締役 <small>スイドウ タロウ</small> 水道 太郎	
取締役 <small>スイドウ ハナコ</small> 水道 花子	
監査役 <small>スイドウ イチロウ</small> 水道 一郎	
事業の範囲	※給水装置工事業を行うものであることを確認するため、以下のとおり記入してください。 ※法人にあっては、定款若しくは登記事項証明書の「目的」に記載されている事業内容をすべて記入すること。 ※個人にあっては、事業目的を記入すること。(給排水設備工事、給排水衛生設備工事など)
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

※主たる業務を行う事業所の名称（支店・営業所）を記入してください。支店・営業所がない場合は、本店となります。

(裏)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	さいたま水道株式会社
上記事業所の所在地	〒 〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号 TEL FAX
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p>※郵便番号・電話番号・FAX番号は、可能な限り記入をお願いします。</p> <p>スイドウ タロウ 水道 太郎</p> <p>※免状のとおり記入のこと</p>	<p>第〇〇〇〇〇号</p> <p>※算用数字で記入のこと</p>

記入例

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	〒 TEL FAX
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
<p>上記以外にも事業を行いたい支店・営業所がある場合は、この欄に記入してください</p>	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機 械 器 具 調 書

*ゴシック体の部分を記入してください。

*形式、性能は記入できる範囲で記入してください。

年 月 日 現在

種 別	名 称	形式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	<u>金切りのこ</u>		1台	記 入 例
	パイプカッター		1丁	
	その他の管の切断 用の機械器具		1式	
管の加工用の 機械器具	<u>やすり</u>		1丁	
	<u>パイプねじ切り器</u>		1台	
	その他の管の加工 用の機械器具			
接合用の機械器具	<u>トーチランプ</u>		1台	
	<u>パイプレンチ</u>		1丁	
	その他の接合用の 機械器具		1式	
<u>水圧テストポンプ</u>			1台	
<p>工事の種類（4種類）によって、それぞれ記入します。 下線は、施行規則に規定されているものです。</p>				

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記 入 例 年 月 日

申 請 者

氏名又は名称 **さいたま水道株式会社**

住 所 **〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号**

代表者氏名 **代表取締役 水道 太郎**

久喜市水道事業

久喜市長

殿

（備考） この用紙の大きさは、A列4番とすること。

前述の事業所以外にも事業を行っている支店・営業所等がある場合

事業所の名称	さいたま水道株式会社 〇〇支店		
上記事業所の所在地	〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇号		
休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）	（公表：☑可・□不可）		
営業日	月～土	営業時間	8時～17時
		修繕対応時間	8時～17時
休業日	日曜日、年末年始、GWに連休		
漏水等修繕対応の可否（詳細な内容を記入することも可能です。）	（公表：☑可・□不可）		
<input checked="" type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕（夜間対応：☑可・□不可） 夜間対応時間：〇〇時以降は要相談 <input checked="" type="checkbox"/> 埋設部の修繕（夜間対応：☑可・□不可） 夜間対応時間：〇〇時以降は要相談 <input checked="" type="checkbox"/> その他（営業時間内であれば、漏水箇所の調査も行います。			
対応工事種別（新設・改造等）	（公表：☑可・□不可）		
配水管からの分岐～水道メーター（ <input checked="" type="checkbox"/> 新設・ <input checked="" type="checkbox"/> 改造） 水道メーター～宅内給水装置（ <input checked="" type="checkbox"/> 新設・ <input checked="" type="checkbox"/> 改造）			
その他	（公表：□可・☑不可）		
※可能であれば、緊急時の連絡先等をご記入ください。 緊急時連絡先 〇×〇-××××-〇〇〇〇（代表者携帯）			

事業所の名称			
上記事業所の所在地			
休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）	（公表：□可・□不可）		
営業日		営業時間	時～時
		修繕対応時間	時～時
休業日			
漏水等修繕対応の可否（詳細な内容を記入することも可能です。）	（公表：□可・□不可）		
<input type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕（夜間対応：□可・□不可） <input type="checkbox"/> 埋設部の修繕（夜間対応：□可・□不可） <input type="checkbox"/> その他（			
対応工事種別（新設・改造等）	（公表：□可・□不可）		
配水管からの分岐～水道メーター（ <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 改造） 水道メーター～宅内給水装置（ <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 改造）			
その他	（公表：□可・□不可）		
※可能であれば、緊急時の連絡先等をご記入ください。			

過去5年以内の受講の有無

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
水道 太郎	<input type="checkbox"/> 自社内研修 () <input checked="" type="checkbox"/> 外部研修 (給水工事振興財団 e-ラーニング) <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 平成00年00月00日 年 月 日
水道 次郎	<input checked="" type="checkbox"/> 自社内研修 (00に関する業務研修) <input checked="" type="checkbox"/> 外部研修 (給水工事振興財団 e-ラーニング) <input type="checkbox"/> その他 ()	令和00年00月00日 令和00年00月00日 年 月 日
水道 三郎	<input checked="" type="checkbox"/> 自社内研修 (00に関する業務研修) <input type="checkbox"/> 外部研修 () <input type="checkbox"/> その他 ()	令和00年00月00日 年 月 日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 () <input type="checkbox"/> 外部研修 () <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 () <input type="checkbox"/> 外部研修 () <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 () <input type="checkbox"/> 外部研修 () <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 () <input type="checkbox"/> 外部研修 () <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
上記内容の公表可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)		
<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可		

自社内研修の場合は申し出のみとし、別途証明の書類や受講の業実を証明する押印は不要

e-ラーニング、現地研修会で実施した場合、修了証や修了年月日が明示されたもの(主任技術者証)の写しなどで確認

ホームページへの公表の可否についてチェックしてください。

外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。
 自社内研修については、研修内容を記載してください。
 受講者名は、公表の対象ではありません。
 行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

給水装置工事に主に従事した者

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該給水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

工事を施行しない場合は、チェック欄にレ点

□ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格を有しているか (○×を記入)		工事
		保有している資格等※	保有している資格を記入	
水道 太郎	○	○	講習会修了者	H30
水道 次郎	○	○	検定会合格者	H30
社員A	○	×		H30
上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
<input checked="" type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可				

※以下に示す資格等 (下線部) を記載してください。

- ① ホームページへの公表の可否について () により、資格を有する者 () 等工 () (含む) てチェックしてください。
- ② () 号) 第44
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類 (資格証等) の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

～ 申請書と各種届出の様式 ～

様式第1（第18条関係）

指定給水装置工事事業者指定申請書

久喜市水道事業

久喜市長

殿

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所

代表者氏名

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

(裏)

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	〒 TEL FAX
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	〒 TEL FAX
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

別表（第18条関係）

機械器具調書

年 月 日 現在

種 別	名 称	形式、性能	数 量	備 考

(注) 種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申 請 者
氏名又は名称

住 所

代表者氏名

久喜市水道事業
久喜市長 殿

（備考） この用紙の大きさは、A列4番とすること。

前述の事業所以外にも事業を行っている支店・営業所等がある場合

事業所の名称	
上記事業所の所在地	
休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）	（公表：□可・□不可）
営業日：	営業時間：時～時 修繕対応時間：時～時
休業日：	
漏水等修繕対応の可否（詳細な内容を記入することも可能です。）	（公表：□可・□不可）
<input type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕（夜間対応：□可・□不可） <input type="checkbox"/> 埋設部の修繕（夜間対応：□可・□不可） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
対応工事種別（新設・改造等）	（公表：□可・□不可）
配水管からの分岐～水道メーター（ <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 改造） 水道メーター～宅内給水装置（ <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 改造）	
その他	（公表：□可・□不可）
※可能であれば、緊急時の連絡先等をご記入ください。	

事業所の名称	
上記事業所の所在地	
休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください。）	（公表：□可・□不可）
営業日：	営業時間：時～時 修繕対応時間：時～時
休業日：	
漏水等修繕対応の可否（詳細な内容を記入することも可能です。）	（公表：□可・□不可）
<input type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕（夜間対応：□可・□不可） <input type="checkbox"/> 埋設部の修繕（夜間対応：□可・□不可） <input type="checkbox"/> その他（ ）	
対応工事種別（新設・改造等）	（公表：□可・□不可）
配水管からの分岐～水道メーター（ <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 改造） 水道メーター～宅内給水装置（ <input type="checkbox"/> 新設・ <input type="checkbox"/> 改造）	
その他	（公表：□可・□不可）
※可能であれば、緊急時の連絡先等をご記入ください。	

3 給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去5年以内）

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- 4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名、実施団体	受講年月日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 () <input type="checkbox"/> 外部研修 () <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 () <input type="checkbox"/> 外部研修 () <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 () <input type="checkbox"/> 外部研修 () <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 () <input type="checkbox"/> 外部研修 () <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 () <input type="checkbox"/> 外部研修 () <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 () <input type="checkbox"/> 外部研修 () <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 () <input type="checkbox"/> 外部研修 () <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 () <input type="checkbox"/> 外部研修 () <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
	<input type="checkbox"/> 自社内研修 () <input type="checkbox"/> 外部研修 () <input type="checkbox"/> その他 ()	年 月 日 年 月 日 年 月 日
上記内容の公表の可否（公表には、ホームページ等への掲載を含みます。）		
<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可		

外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については、研修内容を記載してください。

受講者名は、公表の対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

4 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該給水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格を有しているか (○×を記入)		工事年度
		保有している資格等※		
上記内容の公表の可否 (公表には、ホームページ等への掲載を含みます。)				
<input type="checkbox"/> 可 ・ <input type="checkbox"/> 不可				

※以下に示す保有資格等 (下線部) を記載してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工 (配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者 (配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

資格を証明する書類 (資格証等) の写しを添付してください。

「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

技能を有する者の氏名は、公表対象ではありません。

行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

久喜市上下水道部
水道施設課

〒340-0295

久喜市鷺宮6-1-1

TEL 0480-58-1111

FAX 0480-58-1401